

看護サービス(保険適応外) 重要事項説明書

あなたに対する看護サービスの提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社ナースアテンダント
所在地	横浜市中区相生町 1-18 光南ビル 5F
代表者名	小林 由和
電話番号	045-228-1951

2 看護サービスを提供する事業所

1) 事業所名称および事業所番号

事業所名称	訪問看護ステーション ナースアテンダント
所在地	横浜市中区相生町 1-18 光南ビル 5F
電話番号	045-228-1951
FAX 番号	045-228-1952
事業所番号	1460490151
管理者名	長島 摩耶
通常のサービス提供地域	首都圏 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県) 関西圏 (大阪府、京都府、兵庫県)

2) 事業所の職員体制等

職種	業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	運営・職員管理業務等・訪問看護	1		1
正看護師	訪問看護業務	2	12	14
事務員	事務業務	1	1	2

3) 営業日と営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
休業日	土日祝祭日と8/12～16、12/29～1/3

* 営業日以外および営業時間外のサービスについてはご相談ください。

4) 事業の目的・運営方針

【事業の目的】

看護サービスの必要性を求める利用者に対し、適切な看護サービスを提供することを目的とする。

【運営方針】

看護サービス(保険適応外) 重要事項説明書

心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に快適な自立生活の支援を重視した療養ができるようにサポートする。

また、関係保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5) サービス内容

(1) 在宅看護サービス

利用者のご要望に従い、看護師その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療補助を行うサービスで、基本的に主治医の指示に基づき次のサービスを行います。

①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事および排泄等日常生活の補助
④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 外出時看護サービス

利用者が外出する際に看護師が付添い、外出中のお世話や、主治医の指示に基づき必要な診療補助を行います。

①転院等による移動 ②通院 ③入院中の一時帰宅 ④冠婚葬祭等へのご出席
その他、看護サービスが必要な時はご相談ください。

事業者は、利用者のご希望する日程により看護サービスを提供します。

3 利用料金

1) ご利用料金(公的保険対象外)

種 類	利用料金
臨時的な訪問看護利用料	基本料:2万円(3時間以内)消費税別 以後30分ごとに3,000円を加算 深夜早朝(20:00-8:00)加算(30%割増) 看護師交通費として首都圏一律2,000円
継続的な訪問看護利用料	別途ご相談ください。

2) 公的保険給付対象サービス

指定訪問看護ステーションとして、介護保険、医療保険を利用した訪問看護サービスの提供も可能です。

公的保険の利用に関しましては、その都度ご相談ください。

3) キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料をいただく場合があります。但し、ご利用者様の病状の急変など緊急でやむを得ない場合は不要です。

・ご利用日の前日17:00までにご連絡いただいた場合…無料

・ご利用日当日看護師到着前まで …基本料の50%

・ご連絡がなかった場合またはサービス開始後 …基本料及び交通費等経費

4) お支払方法

ご利用料金は、前払い制とさせていただきます。

ご予約条件に従いご利用料金をお知らせしますので、これに基づき、ご利用予定日前日午後3時までにお支払ください。

サービス提供までにお支払が確認できない場合、ご利用者様にその旨をお伝えするとともに、サービスの提供を見合わせる場合があります。

看護サービス(保険適応外) 重要事項説明書

4 サービスに関する相談・要望・苦情申立

看護サービスに関する相談・苦情は、事業所のご利用者様相談窓口までご連絡ください。速やかに対応致します。また、下記公的機関にも相談窓口があります。

- 1) 当事業所に対する相談や苦情は以下の窓口で受け付けます。

訪問看護ステーション ナースアテンダント

対応時間 9:00～18:00

電話 045-228-1951 FAX 045-228-1952

担当者:長島 摩耶

- 2) 当事業所以外に市役所、区役所および国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口にも苦情を伝えることもできます。

5 緊急時等における方法

- 1) 緊急時および事故発生時には、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡します。
- 2) 当事業所の提供する看護サービスにおいて事故が発生し、その原因が当事業所の責と認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は、訪問看護事業者総合保険に加入しています。

主治医情報	
医療機関名	ご予約フォームにご記入ください
主治医氏名	
所在地	
電話番号	
緊急連絡先(ご家族等)	
氏名(続柄)	ご予約フォームにご記入ください
住所	
電話番号	

6 その他

- 1) ご利用お申込みの際には、本書(看護サービス重要事項説明書)記載事項を必ずご確認ください。お申込みいただきました時点で、本書記載事項に同意いただいたものとさせていただきます。
- 2) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- 3) 看護サービスの利用を中止する際は、前日 17:00 までにステーションまでお知らせください。
- 4) あらかじめ計画された看護サービスの曜日や時間を利用者または事業所の都合で変更または中止する場合、双方ともできるだけ早く連絡することとします。
- 5) 予定されている訪問時間は、交通事情により遅れる場合があります。
- 6) 感染予防のため、訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力お願い致します。

以上

看護サービス(保険適応外) 重要事項説明書

別紙-1 個人情報の取り扱いについて

当事業所では以下の利用目的に限定して、利用者様の個人情報を収集する場合があります。

【当事業所内での利用目的】

- 1 利用者様へ適切な看護サービスをご提供するため
- 2 利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - 1) 会計・経理・業務運営
 - 2) 苦情・事故等の報告
 - 3) 看護サービスの質の向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- 1 当事業所がご提供する看護サービス関連事業のうち、以下の業務を行うため
 - 1) 他の病院、診療所、訪問看護ステーション、その他介護サービス事業者等との連携
 - 2) 医療機関からの照会への回答
 - 3) 用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答（介護施設等の場合）
 - 4) 患者様の診察に当たり、外部の意思等の意見・助言を求める場合
 - 5) 情報システム運用・保守業務の委託
 - 6) その他の業務委託
 - 7) ご家族等への病状並びに心身の状況説明

【その他の利用目的】

- 1 当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - 1) 看護サービスや運用業務の維持・改善のための基礎資料の作成
 - 2) 事業所内において行われる事例検討

付記

- 1 他の施設への情報提供について同意しがたい事項がある場合はお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとさせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更などをする事が可能です。

以上